

平成 29 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 山田 義仁
 コード番号 6645
 上場取引所 東証第一部
 問 合 せ 先 経営 IR 部長 奥村 俊次
 T E L 03-6718-3421

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 28 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 売出しの目的

当社は、個人株主層の拡大および株主構成の多様化をはかることを方針としております。この度、一部株主様からの当社株式を売却したい旨の意向を受けて、個人株主の皆様へ、当社を深くご理解いただき、幅広く購入の機会を設けさせていただくことを目的として、売出しを実施することになりました。

2. 売出しの内容

(1) 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | | | | | | |
|---|--|----|-------|-----------------|-------------|-----------------|-----------|
| ① 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,875,000 株 | | | | | | |
| ② 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | <table border="0"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>売出株式数</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>2,235,000 株</td> </tr> <tr> <td>三菱 UFJ 信託銀行株式会社</td> <td>640,000 株</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 売出株式数 | 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 2,235,000 株 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 | 640,000 株 |
| 名称 | 売出株式数 | | | | | | |
| 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 2,235,000 株 | | | | | | |
| 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 | 640,000 株 | | | | | | |
| ③ 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 29 年 12 月 13 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） | | | | | | |
| ④ 売 出 方 法 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | | | | | | |
| ⑤ 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 | | | | | | |
| ⑥ 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。 | | | | | | |
| ⑦ 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 | | | | | | |
| ⑧ 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | | | | | | |
| ⑨ 売 出 価 格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、CFO に一任する。 | | | | | | | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記〈ご参考〉2. を参照のこと。）

- ① 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 430,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- ② 売 出 人 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社
- ③ 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- ④ 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 430,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- ⑤ 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- ⑥ 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- ⑦ 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しの申込証拠金と同一の金額とする。
- ⑧ 申 込 株 数 単 位 100 株
- ⑨ 売 出 価 格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、CFO に一任する。

〈ご参考〉

1. 自己株式の取得について

当社は、平成 29 年 7 月 27 日(木)開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに、1 株当たりの株主価値を高め、株主様への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行うことを決定しました。

取得に係る事項の内容

- (1)取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 : 5,000,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.34%）
- (3)株式の取得価額の総額 : 20,000,000,000 円（上限）
- (4)取得期間 : 平成 29 年 7 月 28 日～平成 30 年 7 月 27 日

平成 29 年 7 月 28 日～平成 29 年 11 月 21 日までの自己株式の取得等の状況につきましては、下記「自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

なお、日本取引所自主規制法人による自己株式取得に関するガイドラインに基づき、本売出しの取締役会決議日以降シンジケートカバー取引期間（下記「2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に定める。）末日まで（平成 29 年 11 月 28 日～平成 29 年 12 月 22 日）につきましては、本取得（買付け）を行いません。また、平成 29 年 12 月 23 日以降の自己株式の取得につきましては、市場動向等により一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

自己株式の取得等の状況

(1)取得の状況

平成 29 年 11 月 21 日現在

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
報告期間における取得自己株式 (取得日)	7月28日-31日	0	0
	8月1日-31日	0	0
	9月1日-30日	413,900	2,308,538,000
	10月1日-31日	243,200	1,398,956,000
	11月1日-21日	0	0
計	-	657,100	3,707,494,000
自己株式取得の進捗状況 (%)		13.14%	18.54%

(注) 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載している。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2)保有の状況

平成 29 年 11 月 21 日現在

報告期間末日における保有状況	株式数 (株)
発行済株式総数	213,958,172
保有自己株式数	812,348

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでいる。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 430,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、430,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 29 年 12 月 22 日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 12 月 22 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社三菱東京 UFJ 銀行及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行、業績連動型株式報酬制度に基づく当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための適時開示文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。